

日行連発第758号
令和元年10月23日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊
許認可業務部
部長 村山 豪彦

令和元年台風第19号による災害についての自動車登録申請書の添付書類の有効期間に係る取扱いについて（周知）

国土交通省より、各地方運輸局等宛てに添付のとおり文書を発出したとの連絡がありましたので、お知らせいたします。

このほか、台風19号による災害については、各種許認可等の有効期間の延長や期限内に履行されなかった行政上の義務の履行の免責などが行われております。詳細は総務省ホームページをご確認ください。

各単位会におかれましては、会員への周知等ご協力くださるようお願いいたします。

【添付】

自動車登録申請書の添付書類の有効期間に係る取扱いについて
(国自情第176号の2・令和元年10月21日)

※日行連ホームページの会員専用サイトでも周知いたします。

【参考】

令和元年台風第19号による災害「特定非常災害」指定について
(各種の許認可等(運転免許等)の有効期間の延長などが行われます。)

http://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000361.html

以上